

独立行政法人地域医療機能推進機構法案 説明資料

平成21年10月19日
社会保険庁



厚生労働省

社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院の今後の運営体制

1. 病院の設置経緯

(1) 社会保険病院(53病院)や船員保険病院(3病院)は、主に昭和20年代に、政府管掌の健康保険・船員保険の被保険者の保険診療を確保するために整備。厚生年金病院(10病院)は、障害年金受給者等のため、整形外科、リハビリ等を中心に整備。

(2) 社会保険病院、厚生年金病院とも、設置当初の目的はおおむね達成。

現在、社会保険病院の多くは地域医療を担う役割。厚生年金病院は、リハビリに特化している側面はあるものの、おおむね同様の事情。

2. 病院の整理合理化の経緯

(1) 社会保険病院及び厚生年金病院については、平成14年の医療保険制度改革及び平成16年の年金制度改革時に於いて、厳しい保険財政の状況等を踏まえて、それぞれ整理合理化を図ることが求められてきた。

(2) 特に、厚生年金病院については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(略称「RFO」)において全部譲渡することとされた。

※ 平成17年の法案審議の際、衆議院厚生労働委員会において「地域の医療体制を損なうことのないよう」すべき旨の附帯決議がなされた。

3. 病院をめぐる状況の近年の変化

(1) 昨今、地域の医師不足などを背景に、地域において急性期医療や産科・小児科等を担う医療機能の確保が困難になっている状況が深刻化しており、社会保険病院や厚生年金病院の地域医療を担う機能の維持が求められる。

(2) こうした中、社会保険病院等の保有者である社会保険庁の改革が進んでおり、平成20年10月に全国健康保険協会が設立された際に、社会保険病院及び厚生年金病院のすべてを独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資した。

※ 船員保険病院は、現在も船員保険の保険者である社会保険庁が保有。

【参考1】厚生年金病院及び社会保険病院に係わる民主党方針の経緯

- 2009年2月18日 民主党「厚生労働部会」

次の内容で決定

『社会保険病院(看護学校、老人保健施設も一体と捉える)及び診療所(2か所)を「全国健康保険協会」に移管し、厚生年金病院(看護学校、保養ホームも一体と捉える)は、国立病院機構へ移管する。』

- 2009年2月18日 民主党「次の内閣」

独立行政法人国立病院機構のあり方などの観点から検討が必要との意見が出され、行政改革部門と厚生労働部門で調整を行うこととなった。

- 2009年6月16日 議員連盟「民主党医療再建議員懇談会」役員会

次の内容で決定

『社会保険病院等と厚生年金病院等を合わせて1つの組織とし、「地域ごとに医療機関を機能別に区分して配置し、地域完結型ネットワークシステムを形成する。」という民主党の将来構想を見据え、将来的にはそのネットワークの中核的存在になるという位置づけとする。新組織は、医療法上の「公的医療機関」とする。』



- 厚生労働部門と行政改革部門で調整を行い、新組織の性格は「民主党医療再建議員懇談会」案とし、新組織の形態は独立行政法人とすることで合意。
- 2009年7月1日 民主党「次の内閣」
民主党政策集「INDEX2009」に【参考2】の内容を盛り込むことで決定

【参考2】総選挙 与党マニフェスト等の社会保険病院等関連部分の抜粋

<民主党>(政策集INDEX2009)

- 現役医師の有効活用策で医療従事者不足を軽減

厚生年金病院及び社会保険病院は公的に存続させることを原則に、新たに「地域医療推進機構(仮称)」を設置して両病院の管理、運営にあたらせます。

- 地域医療を守る医療機関を維持

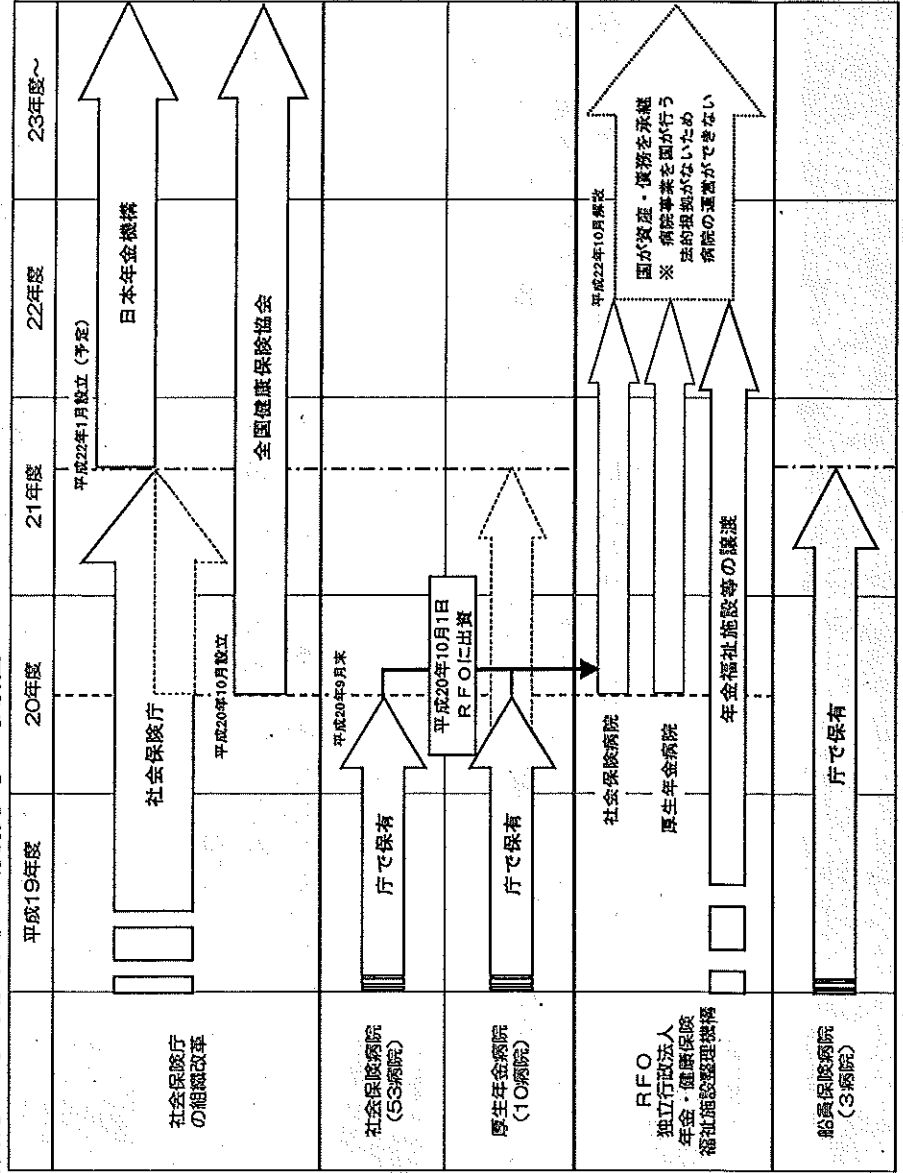
4疾病5事業を中核的に担う公的な病院(国立・公立病院、日赤病院、厚生年金病院、社会保険病院等)は政策的に削減しません。

<社民党>

- 地域 元気でゆたかな地域へ

国公立病院、厚生年金病院などの公的病院の統廃合・民営化は行わず、小児・産科・救急等の地域医療を守ります。

【参考3】社会保険庁の組織改革と病院等の関連



独立行政法人地域医療機能推進機構法案のポイント

① 法案の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院については、社会保険庁から（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、病院売却を進めるといふ従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受皿となる（独）地域医療機能推進機構を設立する。

② 新法人の概要

名称	独立行政法人地域医療機能推進機構
業務	現在の社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の3グループ全体を対象とし、新たな機構が保有し運営する病院として位置付ける。

③ 新法人の設立等

- ・ 機構の設立時期は平成23年4月1日とし、それまでの間はRFOの存続期限を延長する。
- ・ 船員保険病院については、平成22年1月1日にRFOに出資する。
- ・ 機構は、設立の際に、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継する。
- ・ 機構は、平成25年3月31日までに準備期間として、それまでの間は病院の運営を従来の特例民法法人に委託して行う。

④ その他

- ・ 新たな国民負担（税・保険料）は求めない。
- ・ これまで国から委託を受けて運営してきた社会保険関係団体の改革を行う。
- ・ 5年後を目途に機構の在り方について検討を行う

社会保険病院の概要

1. 設置根拠

国（社会保険庁）は、健康保険法第150条の規定に基づき、保険者が行う保健福祉事業の一環として病院を設置

○健康保険法（大正11年法律第70号）（抜粋）

第6章 保健事業及び福祉事業

第150条

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

2. 設置主体等

(1) 設置者

社会保険庁（政管健保の保険者（平成20年9月末まで））

(2) 設置時期

主として昭和20年代

(3) 設置数

全国に53病院（延べ14,616床、平均276床）

うち、29病院が介護老人保健施設を併設

3. 運営

(1) 経営は公益法人及び地方公共団体に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、運営費の補助は行っていない（国有民営方式）。

また、平成17年度から、保険料財源を財源とした病院整備を取り止めることとした。

〔委託先法人〕

（社）全国社会保険協会連合会（49病院）、公立紀南病院組合（1病院）、岡谷市（1病院）、（財）平成紫川会（1病院）、（社）地域医療振興協会（1病院）

(2) 経営状況

年 度	収 入	支 出	収 支 差	備 考
平成18年度	2,871億円	2,842億円	+29億円	単年度黒字 36病院 単年度赤字 17病院
平成19年度	2,937億円	2,925億円	+13億円	単年度黒字 40病院 単年度赤字 13病院
平成20年度	2,911億円	2,928億円	-17億円	単年度黒字 30病院 単年度赤字 23病院

※平成15年度以降は、建物等更新費用を計上。（平成18年度90億円、平成19年度90億円、平成20年度87億円）

※平成20年度末の累積剰余は、664億円。

※平成20年度末の累積剰余黒字病院は38病院、赤字病院は15病院。

社会保険病院(53ヶ所)

(平成21年4月1日現在)

No.	県名	施設名称	老健	看護養成所	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	北海道	札幌社会保険総合病院			札幌市厚別区厚別中央2条6-2-1	昭22. 2	276	(社)全国社会保険協会連合会
2	"	北海道社会保険病院	○		札幌市豊平区中の島1条8-3-18	昭28. 2	350	"
3	宮城	宮城社会保険病院	○		仙台市太白区中田町字前沖143	昭21. 9	200	"
4	"	仙台社会保険病院			仙台市青葉区堤町3-16-1	昭27. 8	428	"
5	秋田	秋田社会保険病院	○		能代市緑町5-22	昭20. 12	167	"
6	福島	社会保険二本松病院	○		二本松市成田町1-553	昭27. 9	160	"
7	栃木	宇都宮社会保険病院	○		宇都宮市南高砂町11-17	昭21. 8	251	"
8	群馬	社会保険群馬中央総合病院	○		前橋市紅雲町1-7-13	昭25. 4	327	"
9	埼玉	埼玉社会保険病院	○		さいたま市浦和区北浦和4-9-3	昭23. 2	439	"
10	"	社会保険大宮総合病院			さいたま市北区盆栽町453	昭20. 7	163	"
11	千葉	社会保険船橋中央病院		○	船橋市海神6-13-10	昭24. 6	464	"
12	"	千葉社会保険病院	○		千葉市中央区仁戸名町682	昭26. 4	200	"
13	東京	社会保険中央総合病院		○	新宿区百人町3-22-1	昭22. 11	418	"
14	"	社会保険蒲田総合病院			大田区南蒲田2-19-2	昭24. 4	230	"
15	"	城東社会保険病院	○		江東区亀戸9-13-1	昭29. 6	130	"
16	神奈川	社会保険横浜中央病院		○	横浜市中区山下町268	昭23. 3	350	"
17	"	川崎社会保険病院	○		川崎市川崎区田町2-9-1	昭23. 10	308	"
18	"	社会保険相模野病院			相模原市淵野辺1-2-30	昭35. 4	170	"
19	富山	社会保険高岡病院			高岡市伏木古府元町8-5	昭22. 9	199	"
20	石川	金沢社会保険病院	○		金沢市沖町ハ-15	昭22. 4	250	"
21	福井	福井社会保険病院	○		勝山市長山町2-6-21	昭21. 4	199	"
22	"	社会保険高浜病院	○		大飯郡高浜町宮崎87-14-2	昭24. 4	115	"
23	山梨	社会保険山梨病院			甲府市朝日3-8-31	昭22. 5	210	"
24	"	社会保険諏訪病院	○		南巨摩郡諏訪町340-1	昭21. 5	158	"
25	岐阜	岐阜社会保険病院	○		可児市土田1221-5	昭21. 5	250	"
26	静岡	社会保険桜ヶ丘総合病院			静岡市清水区桜が丘町13-23	昭23. 6	199	"
27	"	三島社会保険病院	○		三島市谷田字藤久保2276	昭21. 1	163	"
28	"	社会保険浜松病院			浜松市中区中島1-8-1	昭23. 10	199	"
29	愛知	社会保険中京病院	○	○	名古屋市南区三条1-1-10	昭22. 12	683	"
30	三重	四日市社会保険病院	○		四日市市羽津山町10-8	昭20. 6	235	"
31	滋賀	社会保険滋賀病院	○		大津市富士見台16-1	昭28. 5	325	"
32	京都	社会保険京都病院			京都市北区小山下総町27	昭21. 7	322	"
33	兵庫	社会保険神戸中央病院	○	○	神戸市北区惣山町2-1-1	昭23. 7	424	"
34	奈良	奈良社会保険病院			大和郡山市朝日町1-62	昭21. 6	253	"
35	山口	総合病院社会保険徳山中央病院	○		周南市孝田町1-1	昭21. 4	494	"
36	"	社会保険下関厚生病院	○		下関市上新地町3-3-8	昭25. 2	315	"
37	徳島	健康保険鳴門病院		○	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	昭28. 4	307	"
38	香川	社会保険栗林病院			高松市栗林町3-5-9	昭20. 10	271	"
39	愛媛	宇和島社会保険病院	○		宇和島市賀古町2-1-37	昭23. 4	200	"
40	福岡	健康保険直方中央病院			直方市大字感田523-5	昭23. 5	195	"
41	"	社会保険久留米第一病院	○		久留米市櫛原町21	昭21. 2	200	"
42	佐賀	佐賀社会保険病院	○		佐賀市兵庫南3-8-1	昭21. 2	160	"
43	"	社会保険浦之崎病院			伊万里市山代町立岩417	昭21. 4	112	"
44	長崎	健康保険諫早総合病院			諫早市永昌東町24-1	昭28. 3	333	"
45	熊本	健康保険人吉総合病院			人吉市老神町35	昭22. 5	274	"
46	"	健康保険天草中央総合病院	○		天草市東町101	昭21. 11	174	"
47	"	健康保険八代総合病院			八代市松江城町2-26	昭23. 4	344	"
48	大分	健康保険南海病院	○		佐伯市常盤西町11-20	昭22. 10	260	"
49	宮崎	宮崎社会保険病院	○		宮崎市大坪西1-2-1	昭30. 11	269	"
50	長野	健康保険岡谷塩嶺病院			岡谷市4769	昭28. 7	199	岡谷市
51	和歌山	社会保険紀南病院		○	田辺市新庄町46-70	昭20. 12	356	公立紀南病院組合
52	福岡	社会保険小倉記念病院			北九州市小倉北区貴船町1-1	昭23. 1	658	(財)平成紫川会
53	東京	東京北社会保険病院	○		北区赤羽台4-17-56	平16. 4	280	(社)地域医療振興協会
合 計							14,616	

厚生年金病院の概要

1. 設置根拠

国(社会保険庁)は、旧厚生年金保険法第79条の規定に基づき、保険者が行う福祉施設の一環として病院を設置

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(平成20年3月31日までの規定)

第79条 政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するために、必要な施設をすることができる。

※ 厚年法改正附則(平成19年法律第110号)第4条の規定により、日本年金機構設立までの間は引き続き運営することが可能。

2. 設置者等

- (1) 設置者 社会保険庁(厚生年金保険の保険者)
- (2) 設置時期 昭和20年～昭和50年
- (3) 設置数 全国に10病院(延べ4,014床、平均401床)

3. 運営

- (1) 経営は公益法人に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、国から運営費の補助は行っていない。(国有民営方式)

また、平成16年度から、保険料財源を財源とした病院整備を取り止めることとした。

[委託先法人]

(財)厚生年金事業振興団(7院)、(社)全国社会保険協会連合会(3院)

(2) 経営状況

年度	収入	支出	収支差	備考
平成18年度	679億円	665億円	+14億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院
平成19年度	692億円	684億円	+7億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院
平成20年度	707億円	696億円	+11億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院

※ 平成20年度末の累積剰余は、254億円である。

※ 平成20年度末の累積剰余黒字病院は8病院、赤字病院は2病院。

厚生年金病院一覽

(平成21年4月1日現在)

No	県名	施設名称	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	北海道	登別厚生年金病院	登別市登別温泉町133	昭21.6	242床	(財)厚生年金事業振興団
2	宮城	東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室1-12-1	昭48.3	466床	(社)全国社会保険協会連合会
3	東京	東京厚生年金病院	新宿区津久戸町5-1	昭27.10	520床	(財)厚生年金事業振興団
4	神奈川県	湯河原厚生年金病院	足柄下郡湯河原町宮上438	昭21.2	309床	"
5	大阪	大阪厚生年金病院	大阪市福島区福島4-2-78	昭27.10	565床	"
6	"	星ヶ丘厚生年金病院	枚方市星丘4-8-1	昭43.1	580床	(社)全国社会保険協会連合会
7	島根	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	昭20.11	301床	(財)厚生年金事業振興団
8	高知	厚生年金高知リハビリテーション病院	高知市神田317-12	昭50.5	165床	(社)全国社会保険協会連合会
9	福岡	九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	昭30.3	575床	(財)厚生年金事業振興団
10	大分	湯布院厚生年金病院	由布市湯布院町川南252	昭37.10	291床	"
合 計					4,014床	

船員保険病院の概要

1. 設置根拠等

国（社会保険庁）は、船員保険法第五十七条ノ二の規定に基づき、保険者が行う福祉施設の一環として病院を設置。

なお、当該施設については、船舶所有者（政府管掌健康保険でいう事業主）が給付に必要な保険料とは別に全額負担する保険料を財源に設置しており、福祉施設事業の実施に当たっては、船舶所有者の代表者及び被保険者の代表者等の関係者間で協議しながら実施している。

船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条の規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

2. 設置者等

- (1) 設置者 社会保険庁（船員保険の保険者）
(2) 設置時期 昭和 25 年～昭和 30 年
(3) 設置数 全国に 3 ヶ所
・せんぼ東京高輪病院（251 床）
・横浜船員保険病院（260 床）
・大阪船員保険病院（275 床）

3. 運営

- (1) 経営は公益法人に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、国から運営費の補助は行っていない。（国有民営方式）

〔委託先法人〕（財）船員保険会

- (2) 経営状況

年度	収入	支出	収支差	備考
平成 18 年度	156 億円	157 億円	▲1.4 億円	単年度黒字 1 病院
平成 19 年度	162 億円	162 億円	▲0.1 億円	単年度黒字 1 病院
平成 20 年度	158 億円	164 億円	▲6.2 億円	単年度黒字 0 病院

※平成 20 年度末の累積剰余は、▲29 億円である。

船員保険病院一覽

(平成21年4月1日現在)

No	県名	施設名称	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	東 京	せんぽ東京高輪病院	港区高輪3-10-11	昭26.5	251床	(財)船員保険会
2	神 奈 川	横浜船員保険病院	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	昭30.3	260床	"
3	大 阪	大阪船員保険病院	大阪市港区築港1-8-30	昭25.6	275床	"
合 計					786床	

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

1 概要

(1) 法人の名称

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）

(2) 法人の目的

機構は、厚生年金保険法第79条又は国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

(3) 役員 理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤）を置く。

(4) 役職員の身分 非公務員とする。ただし、役職員に守秘義務を課すとともに、刑法等の罰則の適用については公務員とみなす。

(5) 法人の業務

- ・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- ・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
- ・上記業務に附帯する業務を行うこと。

(6) 法人の運営費 法人の運営費は、全て年金福祉施設等の譲渡により生じる収益により賄う。

(7) 国庫納付金 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から、事業運営に必要な経費を控除した残余の額を、国の特別会計に納付する。

(8) 機構の解散 機構は、設立後5年を経過する日に解散することとし、その資産及び債務は、解散の時に国が承継する。

(9) 設立年月日 平成17年10月1日

2 年金福祉施設等の整理合理化の概念図

